

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

寒川町長 木村俊雄

寒川町規則第 6 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 18 年寒川町規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部1の項中「105,290円」を「165,150円」に改め、同部2の項中「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「52,650円」を「82,580円」に改め、同部2の項中「28,600円」を「35,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。